

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

対象者

次の方のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。

1. 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方

※児童福祉施設に入所する18歳以上の方、障害者支援施設等に入所する15歳以上の方も対象。

2. 精神科病院に入院している精神障害のある方

※直近の入院期間が1年以上の方が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であって

も、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。

3. 救護施設または更生施設に入所している障害のある方

4. 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害のある

※指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される方が対象です。

5. 更生保護施設に入所している障害のある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは

は自立準備ホームに宿泊している障害のある方

サービスの内容

- 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- 地域生活への移行のための外出時の同行
- 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用
- 体験宿泊